

福祉文教常任委員会議事録

(令和4年6月9日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和4年6月9日(木) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 中村 直幸 副委員長 斧田 秀明
委員 建石 良明 西田いく子
藤井千代美 辻本 博之
村井 浩二 森田 忠彦
山田 強
議長 辻本 馨
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 教育次長 池田 貴則
副町長 齋藤 健吾 秘書政策課長 西本 武史
教育長 勝良 憲治 教育総務課長 正野 正
兼学校給食C所長
政策総務部長 小角 孝彦 学務指導担当課長 矢野 敦則
まちづくり推進部長 村上 正規 生涯学習課長 東條 信也
健康福祉部長 子安 逸二
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 植木 友也
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件

(1) 議案第31号 太子町立公民館設置条例を廃止する条例制定の件

午前 9時30分 開 会

○中村委員長 皆さん、おはようございます。

本日、福祉文教常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

福祉文教常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜り、本当にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案といたしまして、議案第31号、太子町立公民館設置条例を廃止する条例制定の件の1件でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○中村委員長 本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、条例案件1件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それでは、議案第31号、太子町立公民館設置条例を廃止する条例制定の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○東條生涯学習課長 それでは、議案第31号、太子町立公民館設置条例を廃止する条例制定の件についてご説明を申し上げます。

長年にわたり住民の皆様にご利用いただいていた太子町立公民館については、老朽化や耐震安全性に対する懸念が生じていたところですが、安全・安心で、より快適に学習活動に取り組んでいただくために、新たな学習拠点として整備を進めておりました生涯学習センターが、この7月に開館することに伴いまして、太子町立公民館を閉館し、当該設置条例を廃止するものでございます。

議案の2枚目の附則でございます。この条例は令和4年7月1日から施行することとしてございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○中村委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 公民館をもう使わなくなるということですがけれども、除却債もらってというので、5年以内でっていうのだけど、そのスケジュールというか、いつぐらいになくして、前の関電の駐車場やったところは、この後駐車場に使うという考えが変わっているのか、別に使うところを見つけるとか、これから先どうするかお考えでしょうか。

○東條生涯学習課長 ご質問のとおり、生涯学習センターの整備につきましては、公共施設等適正管理推進事業債の集約化・複合化事業ということで起債を借りております。

新施設の供用開始から5年以内ということになりますので、令和9年6月末までには廃止をしなければならないというところがございますけれども。ご質問にありましたように、今回につきましては、当然、建物がある限り、ある程度のランニングがかかってきますので、今年度につきましては引っ越し作業も含めまして、一定、今の計画ですと来年度に除却、取壊し工事を今のところ予定してございます。

その後の跡地の利活用につきましては、庁内の駐車場の関係も含めまして、庁内で更に詰めていこうとしてございます。以上です。

○西田委員 では、駐車場と限ったわけでは、今のところないということですか。

○東條生涯学習課長 以前、ある程度駐車場で活用していくかなというような話も出たときもあったかも分かりませんが、それも含めまして、全体の、庁内の協議の中で検討することとしてございます。

○西田委員 前のところに生涯学習センター建てたらばという話もある中で、いろいろ、土地の所有者が入り組んだり、異動があったりとかして大変やったんですけれども、太子町の公民館が建ってる土地に関しては、何ら問題なく、全て太子町の土地ということで登記されているんですかね。

○東條生涯学習課長 公民館の建つ敷地等につきましては町の所有となっております。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○山田委員 起債の借入れ条件でもあるというふうに書いてあるんですけれども、要は、観光拠点の場合は、もう面積で合わなかったということなんですけれども、この借入れ条件というのがほかにあるんですか。もうこれでないんですか、条件。

○東條生涯学習課長 今回、今説明させてもらいました集約化・複合化に伴います起債につきましては、前年度の起債の申請ということで、当然、面積を集約化することによって面積が少なくなるというような条件があったということでございます。

○山田委員 ですから、起債の借入れ条件というのは、もうほかに、後から借入れ条件というのが出てくるのか、もうこれでないのか。

○東條生涯学習課長 生涯学習センターの事業の実施に伴う起債につきましては、当然この起債を充ててございますので、当然除却債を活用するかどうか等、来年度事業では考えておるんですけど、その辺につきましてはまた別途、財政とも協議してまいりたいと考えてございます。以上です。

○山田委員 もう、とにかく教育長、いろいろあって、やっと7月1日になったんですけども、この間の感慨いうのか、思いいうのか、何かございましたら。

○勝良教育長 長年にわたりまして、ご議論して、それぞれの利用者の方々からも、ご意見をしっかり出していただきながら進めてまいりました。この間、開館が7月1日ということで、事務局のほうにも多くの方がいろいろな問合せに来ていただいております。非常に興味、関心を持っていただいて、広く使っていただける施設になるのかなというふうに実感しているところでございます。太子町の大きな宝になると思いますので、子どもたちに、また、未来を担う子どもたちがこの施設を使って、生き生きと未来に羽ばたいてくれることを深く考えているところでございまして、当然、感慨深いところがあり、本当にありがとうございます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 この条例というのは時限立法的な意味合いがというか、取扱いになるのか、太子町に公民館設置条例の廃止ということで、公民館設置の条例は廃止されますけど、この条例はずっと、後世に残っていくことになるんですか。

○東條生涯学習課長 当然、設置条例について廃止する条例を今回議決いただくということになっておりますので、本質的な、元の当設置条例は廃止されるということで理解してございます。

○村井委員 ということは、この廃止するための条例、今ここで審議しています条例は残っていくということによろしいんですね。

○齋藤副町長 申し訳ございません。一応、廃止条例という形ですので、議会で議決したという事実自体は残るとい形になります。設置条例自体の効力はもうなくなってしまう

うという形になりますけれども、議会で議決したという事実自体は残るという形かなと思います。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 1年間はこのままの形で、来年には潰したいということですが、今バス停になっていますよね。バス停、そっちは十分なことがいろいろ施されているから、暑さ寒さ、防げますけれども、あちらで防ごうと思ってたら、公民館の軒であったり、それこそ地下があったら中でも待てたかと思うんですけれども、そういう意味では、公民館に、あそこに人の出入りはなくなるかもしれませんが、バス停の人に対して何か、軒をつくるとか、そういうお考えはないんですかね。

○東條生涯学習課長 当然、先ほど答弁させていただきました除却、解体工事の際には、今の現状というものが当然バス停になってございますので、その部分で住民の皆様にご迷惑をかけるようなことがないような工法を、また、そうですね、隣接地をお借りしてするとか、工法につきましてもいろいろな形で、元々アスベストが、ご存知のとおりアスベストも天井等にも入っておる、使用されているというような建物でもございますので、その辺も適切な方法で工事のほうは進めていこうと思ってございます。以上です。

○西田委員 今年度こっちのほうが、役場側はミストまでついて、更に充実するけど、向こうが、これでいったら置き去りにされるのではないかなと思いますので、そこはちょっとお考えいただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

それでね、今はだから、公民館は、住民は2か月前から借りられるということで、借りるのは公民館に、今ある公民館に行って会費払うんよね。それが閉館、19日ぐらいやったっけ。6月何日かであそこを閉めたら、みんな今度はこっちの、役場庁舎側で受けるんですか。

○東條生涯学習課長 すみません、現公民館につきましては引っ越しの関係もございまして、6月19日までご利用いただくということで説明をさせていただいておりまして、それまでは公民館のほうに新しいセンターの予約していただくと、それ以降につきましては、センターで作業しておりますので、受付につきましては、もうセンターでご予約の受付をさせていただくということになってございます。

○西田委員 それでね、私の知ってる人は、当たったと、当たった、いけたと、いけたら連絡もらえるんですね、ところが留守であったら通じないじゃないですか。留守電は、どこでも大体留守電あって、その声出てるのだけど、留守電に入れてはくれへんみたい

で、なら、当たったか外れてるか分からへんから、外れてたら連絡ないんですもんね。で、結局聞きにいかなあかんようになって、そしたら、いえいえ、多分当たってて電話したと思いますって、顔とサークルを覚えてるからね。それをまた、連絡したし、当たってるはずやっていうのを探るのに、紙ベースなの、それ。紙ベース、うわーって3人がかりで調べて、答え出すのに。いや、もう少し新しくなって、パソコンも入って、Wi-Fiも入れましょかって言ってる中で、あっちへ移ったときには、そういう予約関係は、もう少しデータ管理できるんですか。それとも今までどおり、こんな感じで人海戦術でやっていくの。

○東條生涯学習課長　ご質問の、ご予約のときの抽せんの煩雑な事務というようなところでございますけれども、7月の予約状況につきましては、かぶったところといたしますか、バッティングしたところもございましたけれども、その後サークルにつきましては相互に声かけさせていただいて、抽せんなしで7月はいけます。6月1日から受付しております8月につきましては、ある程度抽せんがございまして、委員ご指摘の部分につきましては昨日のことかなと思うんですけれども、抽せんの方法につきましても、一定、1時間単位と、これも使用料が、体育館なんかでしたら3時間とか半日単位とかいうことで、2時間とか1時間で借りられる方にも借りていただけるということで、1時間単位ということでさせていただきました。その結果、1時間、1日通しで借りられる部分と3時間で借りられる、また、昼から何時間で借りられるというのを、抽せんになった場合の抽せんの仕方を、個々の、体育館とスポーツ公園と同様に、個々の、かぶったところの時間帯で抽せんをしていった結果、1日借りておられた利用者の抽せん結果が、当選と、当選しなかった時間、入り混じりまして、事務のほうもその引継ぎを含めて、中々ちょっと複雑な形になりましたので、その辺につきましても、昨日公民館の職員と会議を開きまして、今後改善していくような形も含めて考えさせていただいてございます。以上です。

○西田委員　細かい点は相変わらず紙ベースでやるのか、データ管理としてやっていくのか、本当にね、3の方が、そんなたくさん、スポーツクラブ入れてやけど、150団体、それ以上、10人以上で150団体なんかな、それ以上に、いろいろな方が借りてほしい施設であるならば、そういうことが多々見えてくると思ったときに、そうやって職員の手だけで、抽せん当たった、外れた、連絡するわ、これ、問合せはどう答えるんだというのをやっていくんですか。

○東條生涯学習課長 今のところ、施設の予約状況につきましては、システム化という部分につきましては、本町のグループウェア、サイボウズで施設管理等をしておりますので、そちらは使いながら、当然、今どういったようなご予約の状況かというのは確認できるようにはしてございますけれども、ダブったといたしますか、抽せんをしなければならないものにつきましては、あくまでも手動性といいますか、抽せんをさせていただいた結果は電話連絡させていただく。委員が言われていたように、抽せんに当選した場合は連絡するけど、当選しなかった場合は連絡しないというようなことで、当初は説明会のとき言わさしてもらっていたんですけど、やっぱり不親切やということで、その辺もやっぱり、当選されなかったところにもご連絡入れるというふうな体制も加えながらやっております。以上です。

○西田委員 どちらにも連絡で、日中連絡つくところの電話番号を書いてくださいとか、書くかもしれませんが、そうやってサークルに行っていて、外出しようかなと思ってる人が、1日家にいてるかと思うと、そうではなくて、連絡つけへんかったらそれで終わってしまうっていうところに不安を持ってはるんやから、留守電吹き込んだらあかんということになってるんですか。

○東條生涯学習課長 すみません、そちらのほう、留守電のほうに、それを伝達で入れるかどうかという、ちょっと話は、申し訳ないです、私のほうは把握してございませんけれども、基本的には、当然電話つながりまして、その当日にご連絡させていただくということですので、つながってなければ何らかの対応でお知らせをさせていただくというふうにやっていきたいと思っております。

○西田委員 公民館離れて、こちらで作業もしながらじゃないですか、まだ整っていないんですから、それでこの予約が入ってきて、わちゃわちゃなって、新たな、今まで聞いたことないクエスチョンが来たときに、本当に大変やと思うんです。ちょっと、やりながら、これはあかんなと思っていること多々あると思うんですけれども、改善の方向で、これ本当に、こんなことしていいのかなって思うことたくさんあると思うんですけれども、それは本当に職員間同士で話し合って、教育委員会だけがため込むのではなくて、いいですよ、あの、何やったっけ、税の公平性で200万取ることも結構かもしれませんが、その分の職員の負担がどうなっていくのかなと、この予約のときでもそうなんですから、ちょっと懸念するところです。

それで、7月はオープンすぐで中々大変やと思うんですけれども、新しい生涯学習セ

ンターは、多くの方に使っていただきたい、特に今、高齢者だけが使っているような施設ではなくて、若い方にも使っていただきたいということでおっしゃっていたんですが、夏休みも、何か教室とか、今考えておられることありましたら教えてください。

○東條生涯学習課長 当然、新しいセンターにつきましては、これまで公民館で実施しておりました子ども夏休み教室であったり、同様の事業は考えてございます。更に新しい施設ができて、委員が今おっしゃったような形で、今までのクラブ、サークルがほとんど、あと臨時で会議に使われるぐらいやった公民館が、今度、7月から生涯学習センターに変わることによりまして、新たに数人でダンスをされる会であったり、子どもたちをダンスさせる場所ができてうれしいというようなお声もいただいておりますので、まずは、より多くの住民の皆さんが活用していただけるような施策を打っていければと考えてございます。以上です。

○西田委員 本当にいろいろな問題出るかと思えますし、今ダンスとおっしゃいましたけど、ダンスで、大人が1人で子どもばかりでも同じ金取るのかって、そうやって、現年度から区別せえへんというたけど、あのお金を取っている体育館ですら、中学生以下はお安くしているとか、やっているじゃないですか。それを、この生涯学習センターは赤ちゃんだろうが大人だろうが、借りるお金は一緒というのも、ちょっと考えていただきたいなと思っておりますので、本当に、問題点が続々とこちらには入っていていると思っておりますので、情報を共有していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それともう一つだけ。夏休みになると図書館もきれいになりますし、こどもコーナーがとても充実していると思えますし、親も行って賑わうし、子どもたちも自分で来はる、来ると言うんですけれども、改めて、生涯学習施設の特別委員会の議事録読み返してて、これはもう解決してるかどうかというところを1つ、駐輪場の問題、確かに緑の回廊の横、きれいになりました。あそこに置きますよね。上にも置けますよね、2階のところの、そこにも置きますよね、緑の回廊の地下を通れへんかったらやっぱり道を渡ることになりますし、上は駐輪場といっても道を渡ることになりますし、子どもが道を渡ることとは危険でないかというところの解決はできてるんでしょうかね。今でも何やろう、ちょうど屋根になってるところ、ひゅっと飛び出してきたら本当に危ないと思うんですけれども、あのくるくる回すの、あれ止まってるけど、また始まったら回すようにするのか、そういう、子どもたちが危なくないような対策は取れているんですか。

○東條生涯学習課長 1つ目の駐輪場につきましては庁舎管理の総務財政課と協議しておりますので、今も結構駐輪場がいっぱいやということを知っていますので、生涯学習センターの後ろの、何と言ったらいいんですか。東側のスペースというのを、何か活用できないかというようなのも今協議しているところでございます。

あと、緑の回廊のところからエレベーターで入っていただく部分については、道は渡らなくても大丈夫なんですけど、そのほかでいくと、やっぱりあそこは、駐車場から降りてくるところも動線的に人が歩くというのを確保しなければならないかなというのは、今、庁舎管理のほうとも話をしております。また、ちょうど庁舎から生涯学習センターに出るところにカーブミラー、こっち側はついているんですけど、また逆側も、やはりカーブミラーはあったほうがいいかなというようなことで、その辺の施工のほうも今検討しております。以上です。

○西田委員 生涯学習センターの東側のところの駐輪場、あそこいうたらそのまま入れるしと思うんですけど、そうであるならば、あそこちょっと、庁舎管理になるかもしれないんですが、要望しておきますけど、もう少しきれいにしていただけませんか。蛍光灯のカバーは壊れてるし、クモの巣だらけになってて、そこに子どもを、夜遅くまでおれへんにしてしまって、駐輪場というにはちょっと、防犯面でも気になりますので、そこはちょっときれいにしていただくように要望いたします。よろしくお願いします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第31号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第31号、太子町立公民館設置条例を廃止する条例制定の件は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会させていただきます。

ご苦労さまでした。

午前 9時55分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 中 村 直 幸